

人間文化研究機構文献複写規程

平成16年5月31日
人間文化研究機構規程第81号

(趣旨)

第1条 この規程は人間文化研究機構(以下「機構」という。)が設置する大学共同利用機関(以下「機関」という。)が受託する文献複写(機関の依頼でその経費を移算するものを除く。)について定める。

(適用の範囲)

第2条 前条の文献複写は、調査研究の用に供することを目的とし、著作権法(昭和45年法律第48号)で認められる範囲に限って受託することができる。

(複写の手続き)

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ、各機関の定める所定の申込書を提出し、その承認を得なければならない。

(複写料金の支払い)

第4条 前条の承認を得た者は、別表に定める料金を前払いしなければならない。
2 一旦納入された料金は、機関の都合により承認を変更又は取り消した場合を除き、いかなる理由があっても返還しない。

(複写料金の後払い)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる複写を依頼する機関は、申し出により後払いにすることができる。
(1) 国立情報学研究所ILL文献複写等相殺サービス参加機関
(2) 前号を除く別に掲げる機関
2 前項第2号に掲げる複写料金の請求は、機関ごとに1カ月分を整理し、翌月の10日(3月分については年度の末日)までに行うものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表 複写料金表

種 別	規格・単位	料 金		備 考
		機 構 内	機 構 外	
電 子 複 写	A 3 判・1 枚	2 0 円	3 5 円	A 3 判以下も 同一料金
リーダープリ ンター複 写	A 3 判・1 枚	2 5 円	4 0 円	A 3 判以下も 同一料金

(料金には消費税及び地方税を含む)

第 5 条第 1 項第 2 号の対象となる機関

- (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条の大学又は高等専門学校（国立学校を除く）に設置された図書館及びこれに類する施設
- (2) 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館及びこれに類する施設（国又は地方公共団体並びに民法第 34 条の法人が設置したものに限る）
- (3) 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたものに設置された図書館及びこれに類する施設（国又は地方公共団体並びに民法第 34 条の法人が設置したものに限る）
- (4) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 2 条に規定する学校図書館
- (6) 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）第 1 条に規定する国立国会図書館
- (7) 外国の政府又は地方公共団体が定める学校教育に関する法令の規定によって設置された学校に設置された図書館及びこれに類する施設
- (8) 外国の政府又は地方公共団体が設置した図書館
- (9) 文部科学大臣が小学校又は中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設に設置された図書館及びこれに類する施設